



育児・家事に不安や負担を抱える子育て世帯に支援を行います

7月1日から育児・家事の支援を行う生駒市子育て世帯訪問支援事業を開始

生駒市は、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に、市と契約した事業所から訪問支援員を派遣し、家事・育児等を支援する事業を開始しました。家事や育児を支援することで家庭環境や養育環境の安定を図り、児童虐待の発生や重篤化を未然に防止することを目的に実施します。

■ 対象者

市内在住で、妊婦か18歳未満のこどもがいる世帯で次のいずれかに該当する方もしくは世帯

- ①妊娠中または出産後、家事が困難である方
- ②養育者が病気等で体調不良のため、家事や育児が困難である方
- ③親族等から家事や育児の援助が受けられない、又は、養育を支援することが必要と認められる世帯
- ④こどもが家事や家族のお世話を過度に行っていると認められる世帯

■ 支援内容

食事の準備・片付け、衣類の洗濯、居室の掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物、その他必要な家事援助等のほか、授乳の準備及び片付け、沐浴介助、オムツ交換、病院の受診同行、送迎の同行等の育児支援など

利用は、1日2時間以内、1週間につき2日以内となり、原則として2か月以内の支援です。

■ 利用負担額

- ・生活保護世帯や住民税非課税世帯、多子・多胎世帯…1時間 300円
- ・その他世帯…1時間 600円

■ 利用の流れ

- 1 生駒市子ども家庭センター職員と面談を実施
(必要に応じて、子育て支援に関するその他事業やサービスを案内します)
- 2 面談後、利用に関する審査(利用期間・時間)を行い、事業所を調整
- 3 事業所が決まれば、決定通知を市から送付し利用開始

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市子育て健康部こども政策課 子ども家庭センター(課課長 若狭) ☎0743-73-1005